

令和8年 第2回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和8年2月2日（月）午前9時30分

場 所：教育委員会室

令和8年2月2日

東京都教育委員会第2回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第6号議案

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について

第7号議案

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

第8号議案

東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編成基準の一部改正について

第9号議案

東京都高等学校等教育改革促進基金条例の立案依頼について

第10号議案から第14号議案まで

東京都公立学校教職員の懲戒処分等について

2 報告事項

- (1) 東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画(案)について
- (2) 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(案)について
- (3) 学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドラインの策定について
- (4) 令和7年度学校における働き方改革の進捗状況及び今後の展開について
- (5) 令和7年度中学校英語スピーキングテスト(E S A T - J Y E A R 3)の実施状況について
- (6) 令和8年度教育庁所管事業予算・職員定数等について
- (7) 東京都公立学校教職員の懲戒処分について

| | |
|---------------|-----------------|
| 教 育 長 | 坂 本 雅 彦 |
| 委 員 | 秋 山 千 枝 子 |
| 委 員 | 北 村 友 人 |
| 委 員 | 宮 原 京 子 |
| 委 員 | 高 橋 純 |
| 委 員 | 萩 原 智 子 (オンライン) |
| 事務局 (説明員) | |
| 教育長 (再掲) | 坂 本 雅 彦 |
| 次長 | 岩 野 恵 子 |
| 教育監 | 瀧 沢 佳 宏 |
| 総務部長 | 山 本 謙 治 |
| 地域教育支援部長 | 神 永 貴 志 |
| 指導部長 | 山 田 道 人 |
| 指導推進担当部長 | 伊 東 直 晃 |
| グローバル人材育成担当部長 | 山 田 道 人 |
| 人事部長 | 秋 田 一 樹 |
| 人事企画担当部長 | 矢 野 克 典 |
| (書 記) | |
| 総務部教育政策課長 | 小 川 謙 二 |

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 　ただ今から令和8年第2回定例会を開会いたします。

本日、萩原委員はオンラインで出席となります。

本日は、東京新聞社ほか6社からの取材と、3名の傍聴の申込みがございました。また、東京新聞社ほか6社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可をしてもよろしいでしょうか。―― 〈異議なし〉 ――では、許可をいたします。入室をしてください。

日程以外の発言

【教育長】 　議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、拍手等により可否を表明することや、入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となります。

議事録署名人

【教育長】 　本日の議事録の署名人は、北村委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 　12月18日の令和7年第20回定例会議事録については、既に御覧を頂いたと存じますので、よろしければ承認を頂きたいと存じます。よろしいですか。―― 〈異議なし〉 ――では12月18日の令和7年第20回定例会議事録については承認いただきました。

また、1月15日の令和8年第1回定例会議事録を配布しておりますので、御覧いただき、次回の定例会で承認いただきたいと存じます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第10号議案から第14号議案まで及び報告事項(7)につきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしいですか。――〈異議なし〉――では、ただいまの件につきまして、そのように取り扱います。

報 告

(1) 東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画(案)について

【教育長】 それでは報告事項(1)、東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画(案)についての説明を、指導推進担当部長からお願いをします。

【指導推進担当部長】 おはようございます。本日は東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画(案)、及び部活動改革及び地域クラブ活動推進等に関する総合的なガイドライン(案)の2点について御説明をします。ページ数が多いため概要版を使用し、東京都独自の内容を中心に、簡潔に説明させていただきます。

まず東京都における中学校の部活動改革における推進計画(案)についてでございます。「1 策定の目的」です。令和8年度から令和13年度までの改革実行期間における取組の展望を明らかにし、都内公立中学校等における部活動の地域展開等を推進することとしております。

「2 現状と課題」では、区市町村等の取組状況等を記載しています。推進計画の本体には、教職課程を履修している大学生から意見聴取した内容も掲載しております。

「3 推進目標」でございます。(1) スポーツ・文化芸術活動を学校と地域の関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を確保・充実させ、全ての子供たちの満足度の向上を図る。(2) 学校教育の質の向上にも資する、学校における

働き方改革を推進し、全ての教員の部活動指導に関する負担軽減を図る。この2点になります。

「4 取組の方向について」です。(1)から(3)は、国が示した改革の理念等と揃え、そこに(4)として働き方改革の推進を加え、都の方向性といたしました。

「5 東京モデルの推進について」です。各地区の様々な状況がある中、子供たちのスポーツ・文化芸術活動の機会が消失してしまうことがないように、A部活動の地域展開、B部活動の拠点化、C部活動の外部人材の活用、これら三つを各地区の状況に応じて組み合わせながら、持続可能な関係を構築していく東京モデルの推進を記載しております。

「6 東京モデルの推進体制の整備に向けた都の取組について」です。(1)

(ウ)関係者への周知・広報ですが、東京モデルの取組等につきまして、都教育委員会として、ニュースレターなどを通して積極的に発信してまいります。(2)(ア)情報交換により区市町村の取組状況の把握及び支援・助言ですが、東京モデルの取組を進める上で必要な助言等を行うため、区市町村との情報交換会は継続して開催をしてまいります。(3)イの(イ)には、教員等の兼業・兼職について記載をしました。必要に応じて規定や運用の改善を行ってまいります。

「7 区市町村等の取組について」です。区市町村が東京モデルに取り組み、地域展開等に向けた推進目標を達成するための取組例を示しました。

「8 成果指標の考え方」です。「3 推進目標」に記載いたしました子供たちの満足度の向上と、教員の部活動指導に対する負担軽減の二つの目標の実現に向けた取組の効果を図るためには、具体的な指標が必要ですが、今回はその考え方について示しました。生徒は(1)スポーツ・文化芸術活動の満足度が向上したか、スポーツ・文化芸術活動に取り組む選択肢が増えたか、教員は(2)部活動への従事時間が減少したか、部活動指導の負担が軽減されているか。具体的な指標につきましては、令和8年度の早い時期に検討し、明らかにしていくこととしております。

「9 本計画の見直し」につきましては、有識者会議等において、本推進計画の適合性の点検・見直しを行い、必要に応じて取組などについて整理していくこと。また

各施策の取組状況等を踏まえつつ、適宜内容の見直し・改訂を行うことを示しております。

ここまで御説明させていただきました推進計画（案）につきましては、本日から3月3日の火曜日までの30日間パブリックコメントを実施いたします。説明は以上となります。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。萩原委員、お願いします。

【萩原委員】 御説明ありがとうございました。成果指標についてですが、教員の負担軽減を成果指標として示している点は、すごく重要で大切だと感じています。一方で、部活動指導というものにやりがいや意義を感じていて前向きに取り組みたい、関わりたいと考えている教員の方も、一定数はいると思います。

働き方改革において、時間や負担の軽減だけではなく、部活動に関わりたいと考えている教員に対しては、やりがいや前向きな関わりに目を向けるということが、教員のウェルビーイングの向上にも自然に繋がっていくのではないかというふうに考えております。

そのような点から、成果指標は、部活動に関わりたい、実際に関わっている教員を対象に、満足度や充実感といった前向きな側面も、合わせて把握できる視点を加えていただけるとよいのかと感じました。以上です。

【教育長】 指導推進担当部長、お願いします。

【指導推進担当部長】 御意見ありがとうございます。今回の基本推進計画におきましても、指導を希望する教員等が適切に兼業・兼職を行うことができるということを明記させていただいております。

いただいた御意見を踏まえまして、有識者会議においても、その観点を重視して検討を進めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

【教育長】 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

—— 〈異議なし〉 ——

ほかに御質問、御意見がございませんようですので、本件につきましては、報告として承りました。

(2) 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（案）
について

【教育長】 引き続き報告事項（2）部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（案）について、指導推進担当部長の方からお願いします。

【指導推進担当部長】 次に、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（案）についてです。タイトル下のポイントにありますとおり、本ガイドラインは東京都としての部活動に関する考え方を明確にするとともに、国のガイドラインに基づき、部活動改革の方向性等を示すものです。赤字部分に記載をいたしました①②が、下の表のポイント①②と連動しております。また体罰・不適切な行為の防止や、重大事故防止に向けた安全対策等について、都独自の内容として詳細に記載をしているため、国の約2倍のページ数となっております。下の表のポイントを御覧ください。

①は部活動に対する考え方になりますので、公立の中学校・高等学校等を対象としております。②の部活動改革の方向性は、地域展開等の内容となりますので、主に公立中学校等が対象となります。

表の構成を御覧ください。ローマ数字のⅠからⅥの大きく六つの分類で作成しております。Ⅰ学校部活動の在り方は、東京都独自の内容を盛り込むことで58ページ構成、ガイドライン全体の半分以上の分量を占めております。主な内容の項番1から5を、それぞれ第1章から第5章としております。表の右側には東京都独自に盛り込んだ内容と、該当のページを記載しております。一例となりますが、一番上、概念の継承・発展は、部活動の概念を継承しつつ、現代社会の変化や多様なニーズに応える柔軟な活動内容や時間設定を工夫するなど、幅広い分野の経験を可能にした部活動の機会の確保・充実へ発展させることを記載しております。

また四つ目の体罰等、事故防止・健康面の対策の中には、例えば求められる指導者像として、これまで都のガイドラインで示していたグッドコーチに加え、有識者会議でも意見が出されましたプレーヤーズセンタードの考え方を記載しています。

1 部活動の教育的意義と適切な運営の在り方、3 体罰・不適切な行為の防止、4 部活動における重大事故防止に向けた安全対策、5 部活動中における健康面の留意事項は、東京都独自の内容として盛り込み、公立中学校・高等学校等における部活動の在り方として、方向性を示しております。

次に、Ⅱ部活動改革の基本的な考え方・方向性についてです。1 改革の理念ですが、基本的な改革の理念を国に揃えつつ、東京都独自の内容として教員の働き方改革の推進についても、示しております。また、先ほど推進計画（案）について御説明いたしました東京モデルについても、掲載をしております。

次に、Ⅲ地域クラブの在り方と認定制度についてです。国が示している認定要件等に基づいて作成しております。

Ⅳ地域展開の円滑な推進に当たっての対応についても、国が示した内容に基づき作成しておりますが、東京都独自の内容欄に記載のとおり、ただちに地域展開に向けた体制整備が困難な場合に、東京都モデルの一つである拠点校方式の導入により生徒の活動環境を確保することを示しております。

Ⅴ大会・コンクールの在り方についてです。大会等の主催者は、大会参加資格を学校単位に限定せず、地域クラブ活動や複数校合同チームでの会員等の参加をさらに促進するための見直しを行うこと、教員に過度の負担をかけない適切な体制を整えるとともに、地域クラブ活動関係者等の参加を促進すること、などについて示しております。

Ⅵ関連する制度の在り方についてです。主な内容の1 教員等の兼職・兼業ですが、国は、区市町村が認定した公的な性質を有する地域クラブ活動については、学校運営に支障がない限り、積極的に許可を行うよう示しております。本ガイドラインでは、同調圧力とならないよう、本人の意思を尊重した教員の兼職・兼業の在り方を考えていくべきといった、有識者会議での御意見を踏まえ、許可を行うことができるといった内容としております。

子供の豊かで幅広い活動機会の確保・充実と、教員の働き方改革の推進を目指し、部活動改革を進めていけるよう、以上の内容をガイドライン（案）として、お示しさ

せていただきました。ガイドライン（案）は先ほどの推進計画（案）同様、パブリックコメントを実施いたします。説明は以上となります。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。北村委員、お願いします。

【北村委員】 御説明いただき、ありがとうございます。非常に充実したガイドラインの作成ということで、大事なことだと思いながら、御説明を伺わせていただきました。2点あるのですが、1点目はこの指導の在り方であるとか大会の在り方について、競技によるかもしれませんが、かなり競技団体の方でも色々とガイドラインを作ったりだとか、色々されているところがあると思います。このガイドラインを作るに当たって連盟だとかそういうところへヒアリングをしたりして作られたかというところを、お伺いしたいと思います。

やはり実質的・実効的なものになるためには、実際の大会運営に関わっている方々であるとか、普段の指導において指導者に対する検証を行ったりしている競技団体の役割というのは、非常に大きいと思いますので、その辺についてお伺いしたいです。

2点目はこの兼職・兼業ですけれども、兼職・兼業を認めることを積極的にしていくべきだと、こういうふうには思っているのですが、教員の、今の、先生方の労働時間が変わらなかったり、労働力が変わらないところに兼職・兼業を認めても、それは更なる負荷になるだけの話なので、公務でやることをもう少し調整をして、その上で兼職・兼業という形になっていかないと、やりがい搾取のようなことが出てきて、やる気のある先生は普段の仕事も沢山するし、こういった形で兼職・兼業するなどで、どんどんどんどんやるが増えていってしまうのではないかと少し懸念するのですが、どのように考えているのかというのをお願いします

【教育長】 指導推進担当部長お願いします。

【指導推進担当部長】 ありがとうございます。1点目の指導の在り方、関連団体との調整ですが、具体的にいいますと中体連、中文連、高体連等の団体がございます。これまでも私たちはそういった会に赴きまして、現状の考え方等を丁寧に説明し、その上で各競技団体ですね、団体がございますので、それぞれ検討していただくと。国

の趣旨、都の趣旨を踏まえた上で検討していくといったところで、丁寧に進めてまいりましたところでございます。

2点目の兼職・兼業につきまして、今、申し上げましたとおり、国は積極的という言葉を使っているのですが、あまり積極的と言うとやりたい教員ですとか、同調圧力、やらざるを得ないというところが出てくるのが懸念されますので、現在私たちの段階では、できる規定にしております。

この辺りは細かいところが様々ございますので、有識者会議等でも御意見を頂戴しながら、丁寧に進めてまいりたいと考えています。以上です。

【教育長】 よろしいでしょうか。ほかにいかかでしょうか。宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございました。先ほどの推進計画に引き続きまして、東京都としての考え方がしっかりガイドラインへ反映されていると思います。その上で二つほど確認をしたいのですが、その指導者の役割というところで、もちろん外部人材に対する指導者にどういうふうに、もちろん部活動の在り方、人材交流、事故防止、健康留意事項というところも含めて、こんな研修をしましょうかというところですね。こういうことを留意しましょうということが書かれていると思いますし、あとは推進体制の整備で方針等を作りましょうということがないと、これらのことは、学校は学校でコーディネーションしていくのは非常に難しいというふうに思います。おそらく教員はそういう時間はそこまでないというふうに思いますので、この適切な外部人材をどういうふうに確保して、学校とどういうふうな、いわゆる契約をして仕事としてやるかということですか、どうしてもその学校でできない部活動については拠点校でしましょうとか、いくつかの学校で調整しないといけないというようなことについて、どのようなガイドラインになっているのか、あるいはどのように考えるのかですね。

二つ目の質問は、これらガイドラインを公表したのちに、やはり地域の方もそうですが、保護者の方、もちろん教員や生徒の方というのも大事ですが、やはり保護者側では学校で行う方が安心であるというお考えは常におありになると思いますので、ど

ういうふうに理解を得ていくかということも、このガイドラインに含まれるのかという、この2点を教えてください。

【教育長】 指導推進担当部長お願いします。

【指導推進担当部長】 ありがとうございます。1点目のところは、ガイドラインというよりも先ほどの推進計画のところになると思います。各地区によってそれぞれ状況が色々ございますので、そのところで丁寧にヒアリングをしたり、また区市町村へ助言をしたりですとか、そういったところでそれぞれの区市町村で違います。また、学校によってもそれぞれ状況が違いますので、丁寧に対応していきたいと考えています。それが1点でございます。

2点目保護者の理解ということで、このような考え方を保護者へ理解していただくということで、先ほどニュースレターですとか、我々も色々やっておりますので、そういったところも含めて、あらゆる機会を捉えて、保護者の方に理解いただけるように周知をしていきたいと考えております。

【教育長】 宮原委員お願いします。

【宮原委員】 ありがとうございます。特にコーディネーションのところは、そんなに簡単な話ではないと思います。相談にのるだけだとなかなか難しかったりするもので、東京都としても推進計画の方がガイドラインかは分からないですけれども、ちゃんと支援があるということと、こういうことは色々揉め事が起きる事がありますから、その揉め事が起きたときにどういうふうに対処するかということも含めて、しっかりと対応していただきたいと思います。

【教育長】 よろしいでしょうか。ほかにいかかでしょうか。萩原委員、お願いします。

【萩原委員】 地域展開に当たって、異なる指導者が関わってくる中で、共通認識をもって指導にあたるということが重要だと思います。そのための研修について、東京都として共通研修を行っていくのか、それとも資料に記載の中体連・高体連や外部団体の研修を活用していくのか、質問させていただきます。よろしく申し上げます。

【教育長】 指導推進担当部長お願いします。

【指導推進担当部長】 先ほど宮原委員からも御質問があったとおり、それぞれの地区でコーディネートしていく。今考えているのは、拠点校方式の場合はコーディネーターを配置して、そして全体の調整をしていくというところを考えています。あと、研修につきまして、非常に大切なところでもありますので、東京都として部活動指導員等を対象に研修を行っておりますので、その内容を共有していくと。また今全体、東京都だけではなく、区市町村も含めた研修の在り方といったところにつきましても、検討していきたいと考えています。

【教育長】 萩原委員、お願いします。

【萩原委員】 共通認識を全ての指導者が持っていないと、必ずずれは出てしまうので、指導者の研修や講習は、共通事項で行っていただければと思います。お願いします。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにいかかでしょうか。秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 秋山です。御説明ありがとうございます。現在の公立中学校の生徒で、地域クラブに入っていると、同じ競技の部活動は参加できないとなっているところもあるみたいですが、これはこの地域クラブの展開の一つなのでしょう。それから、今回、宮原委員が保護者への理解と言われましたが、生徒への説明はどのようにされていくか教えてください。

【教育長】 指導推進担当部長お願いします。

【指導推進担当部長】 ありがとうございます。1点目の地域クラブと部活動のところ、おそらく地域によるのですが、基本的にはそこは地域クラブへ参加するので部活動は、だめとかいうことはないと思います。ある競技によっては、その競技団体と部活動どちらかに所属しなければならないといったところはございますけれども、基本的には地域クラブと部活動どちらか一方という話はないと認識しております。あと競技によっては、中体連に所属していないとだめだとかというところはございますけれども、基本的には部活動と地域クラブどちらでも構わないというところが多いと思います。もう一つが保護者・生徒への説明についてですが、アンケート等を実施しておりますので、そういったところでしっかりと周知をしていくと。先ほども言い

ましたニュースレターなども定期的に送っておりますので、そういうところも含めて、考え方というところは周知をしていきたいと考えています。

【教育長】 秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 ありがとうございます。地域によって変わると、生徒もその違いに混乱するかもしれないかもしれないので、丁寧に説明をお願いしたいと思います。

【指導推進担当部長】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかかでしょうか。高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 御説明ありがとうございました。先ほど秋山委員がおっしゃっていた、多分、大会の出場はクラブに所属していると大会には出られるけれど、記録は参考というところはあると思うので、そういうところは競技によると思いますが、あると思います。中学校ですけど、私の子供の学校がそうだったので。そういうのがなければと思いますが。だいぶ改善され始めているようですけれども、そういうところがクラブへ所属していて何か月間は記録として認めないみたいなことはあるみたいなので、そういうことは今後改善されていくと感じております。

コメントですが、私東京都独自の内容の列が非常に素晴らしいと思っております、例えば体罰や事故防止、人権とか健康面について明記したり、働き方改革ではないとはいえ、この理念についてしっかり明記されていることが、部活動を応援しようとしている先生たちにとっても、色々な意味でも、本当の意味でもガイドラインになるというふうに感じております。色々な御懸念、私も他の委員の方もおっしゃっているように、この御懸念は沢山あると思いますが、先ほどの1番目は中学校ですかね、今回は中・高も入る。本当に非常に大きい改革を行うときは、今まで明文化されていなかったけど、当たり前前に皆が認識していたから支えられていたことが、急に抜け落ちて運用がうまくいかないということがあります。

私も結構こういう大きな改革のときに、見えている課題は結構全部丁寧に検討していたのですが、今まで見えていなくてもうまくいっていたのは、これだからうまくいっていたという皆の暗黙知みたいなのが抜け落ちて、そしてなかなか難しくなることがあった経験がありますので、そういう場合には臨機応変に対応いただくというのではないかと感じました。感想です。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにいかかでしょうか。よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——

ほかに御質問、御意見がございませんようですので、本件につきましては、報告として承りました。

(3) 学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドラインの策定について

【教育長】 続きまして、報告事項(3)「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドラインの策定について」の説明を、人事企画担当部長からお願いします。

【人事企画担当部長】 報告資料(3)を御覧ください。学校が家庭や地域とより良好な関係を進めるための都立学校向けガイドラインを、本年5月に立ち上げた有識者会議での5回にわたる議論を踏まえまして、資料のとおり作成をいたしましたところでございますので、概要を御説明いたします。

学校には保護者や地域の方々から、日々様々なご意見ご相談が寄せられているところでございます。教職員が真摯に対応して、ご意見を踏まえて児童・生徒への指導ですとか、学校運営の改善に努めておりまして、良好な環境関係が築けているところでございますが、中には保護者等から社会通念を超えるような言動等が見られ、教職員が苦慮しながら現場の判断で対応しているところでございます。本年4月に東京都のカスタマー・ハラスメント防止条例が施行され、こうした保護者等の言動も条例の対象となり、適切な対応が求められるところでございます。

このため本ガイドラインでは、学校が家庭・地域とより良好な関係づくりを進めるための対応方針や、日頃からの取組の留意点について触れるとともに、条例を踏まえまして、保護者等から社会通念を超えるような言動等があった場合には、学校側がとる具体的な対応について、その標準的な対応手順を示しているところでございます。

まず良好な関係づくりを進める上での、三つの基本方針を定めました。学校と家庭・地域は、児童・生徒の成長を第一に考え、相互のコミュニケーションを十分に図

りながら、互いに尊重し合い、それぞれに役割を踏まえて連携・協働することとしております。

基本方針を踏まえまして、教職員が保護者等と接するに当たって日頃から心掛けておくべきこととし、児童・生徒の権利を尊重する視点と、傾聴・受容・共感の姿勢を基本に対応すること。分かりやすい言葉で対応し、児童・生徒の成長を共に考えていく姿勢を大切にすること、一人で抱え込まず、チームで対応することなどの7項目を示しておりますが、資料の右下になりますが、保護者会等を通じた相互理解や、日常的な相談に対する丁寧なやり取り、PTAなど様々な機会を捉えて、協力や意見交換等を通じて、日頃からの関係づくりを進めることを大切にまいります。

資料の2枚目を御覧ください。社会通念を超える要望等に対する対応手順でございます。まず、対応の際の原則といたしまして、事前に面会日時を定めることとし、平日の放課後30分までを目安とすること。複数の教職員での対応や、記録を徹底することといたします。その上で要望の申し出から面談対応、対応の終了まで、面談の回数を目安に段階別にまとめているところでございますが、その時々現場の状況に応じて、柔軟な対応をお願いするものでございます。ご相談等には誠実に対応することが基本でございますが、社会通念に照らし合わせて妥当でない言動が出始めた面談1～2回目には、相手の主張に耳を傾けて状況把握をし、ご要望の内容を確定してまいります。対応が困難になってきた面談3回目頃からは、管理職が中心となって対応いたしまして、学校として対応できることや困難なことなどの区別を行い、丁寧に説明をして理解を求めてまいります。より慎重で専門的な対応が必要な場合など、おおむね面談4～5回目では、適切な対応を図るために外部の専門家等の支援を受けながら対応してまいります。心理士や弁護士等の同席や、状況や内容に応じて、弁護士が学校に代わって代理人として対応することも行っていくことといたします。さらに解決が困難な事案については、学校と保護者等の双方から意見を聞いて、専門家による第三者的立場から助言や解決策の提示を行う機関といたしまして、「学校と保護者等の関係推進コミュニティ」を設置し、そこでの対応に移行してまいります。社会通念を超える言動等により学校運営に影響を及ぼすおそれのある場合には、対応を終了していくこととしますが、必要に応じて警察等とも連携してまいります。

事後対応といたしまして、対応した教職員のメンタルヘルスケアに取り組むことが重要でございます。また必要に応じて関係する児童・生徒も含めたフォローアップも行うとともに、事案の検証や共有を行い、今後に活かしてまいります。

以上がガイドラインの概要でございますが、資料の3枚目に、こうした対応を進めるための来年度の主な予算事業について、一覧にしております。まず保護者や地域の皆様への普及啓発や、区市町村教育委員会でのこうしたガイドラインの作成支援を行ってまいります。また、教職員の対応力向上のため、実践的な教員研修の実施や電話の録音対応を実施するとともに、一部の学校ではコールセンターによる電話対応を行ってまいります。また、相談支援体制を強化するため、早い段階から心理士等を学校へ派遣をして助言するほか、弁護士による相談体制の充実や、学校の代理人としての対応の実施、第三者的立場からの解決策の提示といった取組を行ってまいります。

最後に、別添資料を御覧ください。保護者の皆様に、本ガイドラインの趣旨等を御理解いただくためのリーフレットを作成いたしましたので、学校を通じて周知してまいります。表面には、保護者や地域の皆様は学校の大切なパートナーであり、どんなことでも気軽に御相談いただきたいこと。裏面には、社会通念を超えるような言動はお控えいただき、一定のルールの下で御連絡や面談等をお願いしたいと明記をしております。

以上、こうした取組により、保護者対応をより適切に行い、教職員の負担軽減にもつなげていきたいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。北村委員、お願いします。

【北村委員】 御説明ありがとうございます。こうしたガイドラインができることで、先生方が社会通念を超えるような対応を取られたときにどうすればよいのかというのが、より明確になったかと思ひまして、私個人としてはよい目安ができたと思っております。

ただ色々こうしたニュースが出た中で、様々なご意見等を拝見したりすると、先生が杓子定規の対応をするのではないとか、保護者側が不信感を抱くことになるのではないとか、そういう懸念を色んなところで目にしております。

学校側が最初にきちんと御説明をすることが大事だと思いますので、問題が起こる前から、普段からこういう形でというのを、校長先生はじめ、学校側が保護者に対して丁寧に説明をしていただきたいと思います。こちらのガイドラインでも、場合によっては面談時間は60分とか少し柔軟な対応も可能であるということも示されていますので、先生方も御無理のない範囲でその柔軟な対応を考えるということ、先生方にも御理解を頂きながら、決して無理のない形で運用できるよう、保護者の皆様に御理解を頂けるように取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

【教育長】 ほかにいかかでしょうか。宮原委員、お願ひします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございます。先生方もガイドラインができれば、地域や保護者の皆様に御理解いただいて、ガイドラインに沿って対応いただければと思いますが、とは言っても教職員の皆様はコールセンターの顧客対応のプロではないので、研修をしたからといって、上手にできる方、コミュニケーションが難しい方、また、相手によってはうまくいかないというケースと色々出てくると思うので、二人体制というのがとても大事だと思います。

ただ業務の都合上、現場で二人体制で対応できるかというのが少し心配だと思うので、その辺りはどのようにできるのかという点は学校任せにしないで、どういう形でできるかということも含めて、好事例を紹介するなどの取組が重要だと思います。教員が問題を抱え込まないという意味で、そこがどれだけ現場で実行可能か、しっかり確認しながら進めていただければと思います。コメントは以上です。

【教育長】 ほかにいかかでしょうか。高橋委員、お願ひします。

【高橋委員】 ありがとうございます。私からのコメントですが、報道等を見ると、先ほどの30分とか杓子定規みたいな部分が広がっているように見えます。今回、組織対応をしていくということが、一つ大きな売りだと思いますので、その辺の変化について、よく先生方へお伝えいただくことがよいのではないかと思うところです。

そのときに、今回は「社会通念」という言葉が色々出ていて、この「社会通念」を具体化してしまうと、30分とか具体的な数値になって、そこに若干の違和感を感じられる方がおられると思いますけれども、この社会通念に沿ったとか、社会通念から大

幅に逸脱するようなどいう部分が強調されていくことが必要ではないかと思えます。

逆に言うと、ここにも書かれていますけれども、教職員自身が「社会通念」に沿った行動を心掛けるということがまずあって、だから保護者が「社会通念」を大幅に逸脱することがあった場合に、何らかの対処をしていくということだと思えますので、我々自身が「社会通念」に沿った行動を心掛けるというのを、組織として強調していくことが重要ではないかと思って、この報告を伺ったところです。以上です。

【教育長】 ほかにいかかでしょうか。秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 このガイドラインを作成しなければならなかった背景に、初期対応だけではうまくいかなかったことから、この「社会通念」を超えるような状況になってしまったのではないかと思います。そこで、どんなことでも気軽にと言われると、働き方改革へ影響することも懸念されるので、初期対応の在り方をもう一度整理して、提示していただくということも必要かと思いました。以上です。

【教育長】 ほかにいかかでしょうか。人事企画担当部長からお願いします。

【人事企画担当部長】 このガイドラインを作りましたのは、保護者と学校はパートナーであって、子供達の成長を共に考えていくということで、そのために必要な良好な関係づくりを進めるためにガイドラインという形を出しているところでございます。十分にコミュニケーションを図って、学校という教育現場の中でのやり取りでございまして、教員も含めて、「社会通念」という言葉を使っていますけれども、きちんとした形で対応しながら、子供達のために考えていきたいところでございます。

そういった意味で、学校としては組織的な対応をするために二人体制を組んでいくということになりますし、またチームとして対応していくことにもなります。初期対応の話がありましたけれども、日頃から先生方と保護者の方々が日常的に情報交換をして、その意識統一をしていくことによって、「社会通念」を超える言動が控えられることにもなると思えます。ガイドラインを目安として使っていただいて、今後色々課題が出てくるかと思えますので、必要な見直しはしていきたいと思っているところでございますし、教育委員会としてきちんと学校を支援していこうと思っているところでございます。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにいかかでしょうか。よろしいでしょう

か。—— 〈異議なし〉 ——

ほかに御質問、御意見がございませんようですので、本件につきましては、報告として承りました。

(4) 令和7年度学校における働き方改革の進捗状況及び今後の展開について

【教育長】 続きまして、報告事項(4)「令和7年度学校における働き方改革の進捗状況及び今後の展開について」の説明を、人事企画担当部長からお願いします。

【人事企画担当部長】 報告資料(4)を御覧ください。学校における働き方改革でございますが、実行プログラムに基づき推進をしているところでございますが、今年度の進捗と来年度の展開について、御報告を申し上げます。

実行プログラムに掲げました五つの柱について、取り組んでいるところでございます。柱の「1 業務の精査」といたしまして、学校・教員以外でも担うことが可能な業務につきまして、段階的にアウトソーシングを実施しておりまして、今年度は就学時健康診断の外部委託の実施ですとか、学校徴収金の事務処理委託に向けた準備を行ったところでございます。

「2 役割分担の見直し」といたしまして、小学校低学年で副担任相当の業務を担うエデュケーション・アシスタントなどの外部人材の配置拡充ですとか、TEPROの法律相談デスクの対象の拡大を図りました。

「3 負担軽減・業務の効率化」といたしまして、小学校高学年での教科担任制の推進等人員体制の強化や、校務のデジタル化や生成AIの校務への活用などDXを推進してまいりました。

「4 働く環境の改善」ということで、アウトリーチ型の相談事業や、新規採用教員メンターの対象を全ての校種へ拡大したほか、「5 意識改革」として、都立学校の在校等時間をダッシュボードにより見える化するなどの取組を行ったところです。これらの取組における結果でございますが、1か月当たりの時間外在校等時間については、教員等や副校長ともに赤枠の45時間超の割合が、小学校・高校・特別支援学校で前年度より減少しております。特に特別支援学校では5%程度改善しております。

一方、中学校については横ばいとなっております。一定の進捗は見られますものの、目標としております45時間超0%に向けて、更なる改革を進めていく必要があると考えております。

3ページを御覧ください。その他の成果指標、目標値の状況についてでございますが、ストレスチェックでの同僚や上司等の職場での支援の値や、男性の育児休業取得率については、目標を達成しております。仕事と生活のバランスの満足度や、仕事に対するやりがいに関する項目は、改善はしているものの、引き続き取組が必要な状況です。

次のページを御覧ください。こうした状況を踏まえまして、来年度は更なる事務負担等の軽減や、業務効率化に向けまして、アウトソーシングや外部人材の活用、デジタル化の取組の拡充などにより、時間外勤務やライフ・ワーク・バランスを改善してまいります。まず業務のアウトソーシングでございますが、今年度実施いたしました就学時健診の運營業務の地区を拡大するほか、新たに学校徴収金の事務処理や、特別支援学校での教材準備等、対象業務を拡大してまいります。

右側、外部人材の活用については、スクール・サポート・スタッフを新たに都立学校にも配置拡充いたしますとともに、副校長補佐やエデュケーション・アシスタントなどについても、配置規模を拡充いたします。また学校と外部人材との効果的なマッチングに向けまして、AIを活用したTEPRO人材バンクシステムを構築してまいります。

5ページ、部活動につきましては、区市町村における部活動の地域移行を支援いたしますとともに、中学校における部活動の拠点化事業を新たに実施いたします。また、部活動指導員を引き続き拡充してまいります。負担の軽減・業務の効率化に向けまして、昨年度に引き続き各学校の自律的な業務改革を、コンサルタントを活用して支援するとともに、交流会を開催して好事例を共有するなどして、各学校の取組を推進してまいります。

右側中段でございますが、都立学校の全ての教員にスマホを貸与するとともに、区市町村における次世代校務DXの環境を整備するため、統合型校務支援システムの共通化を図ってまいります。

次のページ、保護者対応の在り方の課題でございます。先ほど御説明させていただきました学校と保護者等とのより良好な関係づくりの推進なども進めながら、保護者対応等の負担感を軽減してまいります。

資料の左下、職員室の環境改善を図りますほか、右上新規採用教員のメンターなど相談しやすい職場づくりを進めますとともに、休職者の支援も丁寧に行ってまいります。右下、都立学校の在校等時間の見える化の取組でございますが、来年度は区市町村教育委員会にも対象を拡大してまいります。

御覧いただいている画面に、都立学校のダッシュボードを投影しているところがございますが、都教委のホームページで公開しているページでは、校種ごとの状況や学校全体の現況を確認することができます。また校長のみが閲覧できるページがございますが、こちらでは、自校の在校等時間を他の学校と比較して確認できるほか、それぞれの職員を選択して、個人ごとに状況を分析することも可能となっております。

以上、来年度の新規・拡充事業を中心に御説明をいたしました。改革をさらに加速させまして、教員が健康でやりがいをもって働けるように環境づくりを一層進めるとともに、11月の教育委員会で御報告いたしました。実行プログラムの改訂を来年度行いたいと考えているところでございます。御報告は以上です。よろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございました。着実に様々な施策で教員の負担の軽減ということで、取り組んでいるということがよく分かりました。二つ質問がありまして、一つは先ほどのページの残業時間が減りましたという、2ページ目の部分ですかね。ちょっと気になると思うのが、80時間超の割合がそんなに減っていないと。特に高校であったり、小学校もそうですし、中学校もそうですが、これは調査の中で同じ方が常にそうなのか、毎年入れ替わっているのかというのは、分かるようになっているのか説明いただきたいです。

二つ目の質問は、昨年からはじめていらっしゃるコンサルタントによる業務改革支援で、まだ結果が出ていないのかもしれないですけど、20校行われて、何か共通項で他

校に展開できるような取組がすでに観察されたのか、それともこれからそういうものが出るのかということ、教えてください。お願いします。

【教育長】 人事企画担当部長お願いします。

【人事企画担当部長】 ありがとうございます。おっしゃるとおり、80時間超は過労死ライン超えてございますので、これについてはかなり重要なところでございまして課題意識も持っておりますが、時間外勤務を誰がどのくらいやっているかというデータは全て把握をしております。御覧いただいたようなダッシュボードで各校長先生方が見れますし、教育委員会でも把握をしているところでございます。80時間超については、同じ特定の方で、例えば役職は主幹教諭であるとか、教務の仕事を担当している方であるとか、そういう方がなっていることが多いですし、校種別や学校別でみると高校では進学指導系の学校とかがかなり多い傾向が見られたりします。これまではどちらかというところと広く薄く全ての学校を底上げするような取組をやってまいりましたが、今後はそういったところに焦点化して、本当に長い方を減らしていく取組が必要ではないかと考えているところでございます。

2点目のコンサルの支援でございますけれども、こちらについてはそれぞれの対象校で、全教員が参加するワークショップを行って、主体的に改善策を検討して、自らできることを行って、継続をしていくというプロセスを、コンサルが伴走型で支援をしているところでございます。色々な取組がそれぞれの学校に応じて出てきているわけでございますけれども、大きなものとしては、行事の見直しをして、いくつかの行事はやらないとか統合するとか、時間を短縮するといった取組、一日の時程を見直して休み時間を少なくし生徒の在校時間の短縮を図り放課後の時間を生み出すような取組であるとか、会議時間を設定して時間を守って会議をやって業務を短縮するなど、そういったようなことが多くの学校ではやられているところでございます。こういったものを深めて、他の学校でも展開できるようにしていきたいと思っています。

【教育長】 宮原委員お願いします。

【宮原委員】 最初の点ありがとうございます。おそらく同じ人が多いかと。あるいは同じ学校で、何かそういうふうにおっしゃったように指定校であったりとかが多いかと思いましたので、おっしゃるように御本人の意識改革ももちろん必要ですけれ

ども、どうしても多い業務については、それこそ東京都のほうで支援をして、見直しをして、どうやったら整理ができて、どうやったら業務時間を減らせるのかということについては、真剣に取り組んでいただかないと。

ずっと頑張ってきていますけれども、逆に増えてしまっている校種もあったりして、やはり80時間超というのはかなり心配なラインでありますので、ここはしっかり取り組んでいただいて、ここは0にさせていただきたいと思いました。それが一つ目です。

先ほどのコンサルが入った業務の見直しについて、そういった大きく分かっているものについては、できるだけ速やかに多くの学校へ共有していただいて、見直すきっかけを作っていただきたいと思います。

もちろんそれぞれ学校の特色があると思いますけれども、共通で見直せるということをつくつか示してあげれば、何かのメニューになっていって、それぞれの学校で検討できる材料になるかと思いますので、20校で分かったことを展開するというのを、わかったことを次々と学校に共有していただいて、きっかけを作っていただいたほうがよろしいかと思いました。以上です。

【教育長】 ほかにいかかでしょうか。高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 ありがとうございます。データ駆動型といいますでしょうか、こういうダッシュボードで見ていくことであるとか、アウトソーシングの充実であるとか、メンタルケアとか復職支援であるとか、非常に充実した取組になっていると感じました。今のコメントですが、今の仕事のまま将来も行くのかといたら、もっとどんどんどんどん仕事が増えていくはずで、その中で一つ一つを潰していくような対応では、また同じように人を雇い続けなければいけないということが起こるかと思いません。

部活動の方は、そういった意味では抜本的に根本的に、ある意味目標が矛盾する、もうちょっと楽にといい、そのようなことでもこちらのほうでは考え方としては求められていくのではないかと考えております。

感じるのは、先ほど別のところの話題でありましたけれども、生徒が中心、子供が中心になっていて、子供一人一人をしっかり育てていくという、こういう考え方はもっともっと強化されていくと思います。

働き方とそれがどういうふうに関係するかというと、多くの場合で教育委員会があつて、学校があつて、学年があつて、クラスがあつて、そこに子供が所属するというような形で組織が動いていると思うのですが、もし子供が中心だったら、子供が中心のところから仕組みができていくと、今この子はたまたまこの教室でこの授業に所属しているとか、たまたま病院にかかっているとか、すごく柔軟に仕組みが作られているというふうに思います。たぶんそういうところから、やはりやり方から考えていけないといけないかというふうに思います。

これはなかなか精神論では変わらないと思うのですが、システムというのはコンピューターのシステムもありますし、制度みたいなシステムもありますけれども、この支援システムというのが、今の子供が中心主義というよりは、学校・教育委員会中心主義でできているものしか、わが国では市販されておらず、それを購入するしかないという状況の中で、本当に子供中心でいくのであれば、こういうようなコンピューターの仕組みみたいな物理的なことから雰囲気を作っていくということが、非常に重要かと思えます。

単に時間を減らすだけではなくて、教育活動全体が向上することも同時に満たすような、ある意味矛盾した二つの目標を目指すみたいなことも同時に目指す必要があるかと感じたところでございます。以上です。

【教育長】 ほかにいかかでしょうか。秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 秋山です。働き方改革に多くの工夫をしていただきありがとうございました。私はエデュケーション・アシスタントを拡充していただいたのもありがたいと思っております。というのは、学校訪問で各学年にエデュケーション・アシスタントを配置してほしいという声がありました。今後も引き続き拡充を検討していただきたいと思えます。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにいかかでしょうか。よろしいでしょうか。———〈異議なし〉———

ほかに御質問、御意見がございませんようですので、本件につきましては、報告として承りました。

(5) 令和7年度中学校英語スピーキングテスト（E S A T - J Y E A R 3）の実施状況について

【教育長】 続きまして、報告事項（5）「令和7年度中学校英語スピーキングテスト（E S A T - J Y E A R 3）の実施状況について」の説明を、グローバル人材育成調整担当部長からお願いします。

【グローバル人材育成調整担当部長】 中学校英語スピーキングテストの実施状況について御報告をいたします。

最初にスケジュールを御覧ください。7月から申込みを受け付けまして、11月23日が本試験、12月14日が予備日の試験と、それぞれ実施し、1月中に結果の通知をしたところでございます。続きまして、スピーキングテストの実施概要の結果を御覧ください。申込者数はそこに書いてあるとおりでございます、受験者数が70,489人で昨年と同等となっております。

会場につきましても、受験者が一人でも多く受験できるよう配慮を例年どおり行いまして、ほぼ例年どおりの数となっております。

続きまして、実施結果を御覧ください。平均スコアは74.9となりました。昨年度の68.3から6ポイント上がっております。段階別区分を見ても、Aが増加をしております。今年度の中学3年生は、小学校3年生のときから外国語活動として英語に親しみながら、5年生からは教科として英語の学習をして、中学1年生のときからE S A T - J Y E A R 1に取り組んでいる学年となります。これに加えまして、各学校における授業改善が図られてきた成果が、今回の成果につながっているというふうに考えております。ここ数年の英語の授業はより変化が大きく、特に英語が苦手な生徒への指導の工夫が見られると、現場の校長先生から報告を受けております。

次にスピーキングテストの実施体制を御覧ください。「1 時程等」については資料のとおりでございます。「2 試験当日」の運営体制等については、庁内に実施本部を設置し、進行管理を行っています。昨年同様テスト中に困ったことがあれば、会場で申し出るように注意をしています。さらに、その場で言えなかった生徒に対して

も、実施後の電話による個別の申入れにも対応し、今年度は7件の問合せがありました。

内容としては、「再試験の手続はどうしたらいいか」、「しっかり録音されているかが心配」というのが主な問合せでございます。受験生の不安が解消できるように心掛けて説明を行いました。事業者は各会場の運営とコールセンターを介しての問合せ対応を行っています。

「3 区市町村教育委員会との連携」については、毎年のことでございますが、事前申込み、各種申請手続、中学校から連絡があった個別の状況の報告などについて、協力を得ながら実施しております。区市町村教育委員会が本事業をよく理解していただいているのと、やはり先生方の努力があってこの事業が成り立っております。

「IV採点等」を御覧ください。採点につきましては、今までと変更ございませんが、英語教育に関する専門性を有する者が、情報管理を徹底した環境の下で採点をしております。「3 結果等の通知」を御覧ください。個人レポートには（ア）から（キ）まで記載され、さらに今後の学習に役立ててもらおうよう、二次元コードからグレード別の教材等へ飛べるようにしております。現在3月から音声データ提供の申請手続進めていけるように準備を進めているところでございます。

続きまして、「実施状況等」を御覧ください。試験開始時刻終了時刻の遅延についてでございます。会場準備の確認に時間を要するなどの理由から、4会場で遅れが発生いたしました。保護者の方々には、御心配をおかけしないよう、メールにて連絡を行わせていただきました。準備を含めまして運営体制の検証を行い、改善へ繋^{つな}げてまいりたいと考えております。

次に「2 再度の受験機会の設定について」でございます。今年度は91人が対象となりました。主な要因といたしましては、試験中に画面がフリーズしてしまうといった機器の不具合や、現場対応の誤りでございます。現場対応の誤りには、試験監督のスタートの合図が分かりにくく、試験を開始できなかったケースや、問題冊子の誤配布により再試験となったケースが含まれます。

対象となった受験者や保護者に対しては、説明、謝罪の上、一人一人状況に応じた丁寧な対応に努めてまいりました。原因について詳しく調べた上で、再発の防止に向けて事業者と連携し、引き続き取り組んでまいります。

次に来年度の実施に向けた取組でございます。よりよい実施に向けて事業者との緊密な連携の上改善に努めていくことは、これは言うまでもございません。中学校での授業改善や、生徒自身が英語の学習に役立てられるような動画を、一層充実させてまいります。

最後に来年度の試験日ですが、本試験日を11月22日、予備日を12月13日で予定をしております。報告は以上となります。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。北村委員、お願いします。

【北村委員】 御説明ありがとうございました。簡単なコメントですが、これは元々、到達度をしっかりとみていくということで、理想を言えば皆がAになるという、そういうテストですので、しっかり着実に成果が上がっているというふうに感じております。

是非この結果を現場へフィードバックして、毎日の指導の中に生かしていただきたいということで、引き続きそういったフォローの方をよろしく願いいたします。

【教育長】 ほかにいかかでしょうか。秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 英語の授業の改革が、成果に繋がっていることが、このスピーキングテストをすることによって分かります。大変な御苦勞がありましたけれども、スピーキングテストに取り組んでよかったと実感いたしました。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかかでしょうか。荻原委員、お願いします。

【荻原委員】 御説明ありがとうございました。私は事務的などころで1点お話したいと思います。再試験や遅延は、本来起きないことが望ましいと考えています。トラブルがないよう本当に細心の注意を払って準備してくださっていることは理解しています。それでも機械のトラブルというのは、やむを得ず発生してしまう場合もあると思います。その中で保護者や生徒の立場からすると、事前にそうした可能性を知っているかどうかで、当日の受け止め方や感じ方は変わってくるかと思っています。予め心

構えができるように、試験案内や当日のアナウンスに、機器トラブルによって試験が遅延する場合がございますという一文をあらかじめ明記しておくということも、丁寧な対応になると感じました。以上です。ありがとうございました。

【教育長】 ほかにいかかでしょうか。高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 ありがとうございました。大変このAのクラスが31%から47%へ大幅に上昇したということと、下位の子もだいぶ上へ上がっていったということにも、非常に心強く思いました。10年後ぐらいに皆英語を喋り出すかと思いますが、そんなに簡単ではないと思いますけれども、非常に自信を持ったのではないかと、子供たちもそう思っているのではないかと思いました。

一つ伺いたいのは、他にも英語のテストが英検等沢山あるではないですか。TOEICとか。ああいうことへの受験の意欲が増すとか、あるいはどちらかで成果が上がっている様子が見えるとか、ここで自信を持った子がもうちょっと難しい試験に挑戦してみたいとかいうこともあるのではないかと思いましたので、少し伺ってみたいのですが、他のテストとの関係と受験数や成果ですとかみたいなのがもし分かれば、お伺いしたいと思います。

【教育長】 グローバル人材育成調整担当部長、お願いします。

【グローバル人材育成調整担当部長】 なかなか他の試験団体のことは、申し上げにくいところがございます。ただ、高校に入ってから確実に、英語が不得意な子も授業に対する姿勢が変わっているというのも、高校の校長からも報告を受けていますので、そういった意味で試験を受けることに対して、難易度が下がっているといえますか、確実に高校以降へ繋がっているという認識はしております。

【高橋委員】 ありがとうございました。

【教育長】 瀧沢教育監お願いします。

【教育監】 補足ですけれども、先ほど他の試験との関係ということでお話がありました。元々このAからFという段階を作る際には、いわゆるCEFRと言われる、世界で広く多くの試験がその能力を判断するために使われている、そのCEFRを準拠して連動させる形で作っているのです。ですからこの先多くの、例えば英検です

とか、TOEIC、TOEFL等々同じCEFRに対応する形で、到達度が図れる構造となっておりますので、そこにうまく接続していくと考えています。今、YEAR1、2、3と受けてきて、さらに御自身で、あるいは学校、区市町村、高校などで外部の試験を受けた場合にも、円滑に接続して自分の成長が見られるというような仕組みにしておりますので、是非そういうふうな客観的な指標によって、自分の力が把握できることによって、モチベーションが上がるようなことに繋^{つな}げていければというふうに考えております。

【高橋委員】 ありがとうございます。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにいかかでしょうか。よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——

ほかに御質問、御意見がございませんようですので、本件につきましては、報告として承りました。

(6) 令和8年度教育庁所管事業予算・職員定数等について

【教育長】 続きまして、報告事項(6)「令和8年度教育庁所管事業予算・職員定数等について」の説明を、教育政策担当部長からお願いします。

【教育政策担当部長】 よろしくお願いいたします。先週30日に都で発表いたしました8年度予算案のうち、教育庁所管分の概要でございます。資料を御覧いただければと思います。

まず始めに、上段のⅠ歳入・歳出予算でございます。一番上の欄でございますが、教育費全体の予算額は1兆1,812億3,100万円ということで、対前年度比12.7%増となっております。内訳といたしましては、給与関係費で8,501億8,300万円、前年度比9.1%の増、それから事業費の方は3,310億4,800万円ということで、前年度比23.1%の増でございます。次に下段の表、Ⅱ定数増減でございます。計の欄にありますとおり、学校定数の合計は69,381人ございまして、前年度比478名の増となりました。また事務局の定数は831人ということになっています。

続きまして資料の2ページでございます。ここからは三つの柱に沿いまして、新規事業を中心にまとめております。これらにつきましては、昨年11月の定例会でも、要求の概要については御報告しておりますので、本日は追加となった事項について御説明させていただきます。

一つ目の柱、教育改革の加速でございます。5番、デザインの知識を学ぶことができる工科高校で、グラフィックソフトが使用可能な機器や、ウェブデザイン、アニメ制作に必要なソフトウェア等の環境を整備してクリエイティブ産業を支える人材の育成を行ってまいります。

6番ですが、国際バカロレアについてはすでに国際高校においては実施しておりますけど、より多くの生徒が国際バカロレアを学べるよう、英語と日本語で学べる国際バカロレア教育に向けた準備を進めてまいります。

7番でございます。部活動特別強化プロジェクトによりまして、大会等で優れた実績を出せる学校を創出してまいります。プロクラブとの連携ですとか、分析サポートチームの派遣、また、施設整備の更新など、ハード・ソフトの両面から支援してまいりたいと考えております。

8番です。不足している運輸業、バス等ですけれども、運輸業の人材確保に向けまして、公共交通や運輸などを学習する仕組みを作るとともに、普通免許取得の費用支援などの取組を実施してまいります。

9番です。国が7年度補正予算におきまして、各都道府県に基金の設置を求めた事業でございますが、国の補助金を基金に積み立てまして、都立高校改革をさらに推進してまいります。学校の選定ですとか、どんな取組かというのは今後となっております。

続きまして3ページです。13番、都立高校生の海外派遣につきまして、3週間の短期留学コースを加えまして、国際交流の取組をさらに強化してまいります。

それから14番、海外大学進学にかかるサポートを行う窓口を設置しまして、支援を強化していきます。

15番、都立高校生の海外大学進学枠を設けるために、相手方となる大学の交渉を進めていくというものでございます。

それから一番下の 22 番です。昨今の生成 AI ですとか SNS によります偽・誤情報の深刻化がございます。これに対応するため、情報を使いこなす力を高めるということで、最新動向を踏まえて、生徒が自分事として理解できる教材を開発・活用していくというものでございます。

続きまして資料 4 ページです。こちら二つ目の柱、多様化する児童・生徒へのより確かな対応の推進でございます。下のところでまず 8 番です。外国籍の児童・生徒がより円滑に学校生活や日常生活を過ごせるように、小中学校・都立学校におきまして、入学前に約 1 か月ほど、集中的に日本語や生活習慣を指導するなどをしまして、わが国の言葉ですとか文化ですとか、そういったものを学ぶ機会を設けていきたいと考えています。それから 9 番、都立学校で異文化・多文化共生への理解を深めるダイバーシティ推進校、こちら現在 4 校ございますが、こちらをさらに拡大してまいります。

続きまして資料 5 ページです。こちら三つ目の柱、教職員の働き方改革・学校対応力の強化でございます。4 番です。中学校の部活動で、先ほどもお話ありましたが、これまで実施してきました地域クラブへの移行、外部人材の活用に、部活動の拠点化を進める取組を加えまして、東京モデルとして地域展開等を推進してまいります。それから一番下です。こちらは台風 22 号・23 号の影響によるものです。八丈島でも、教職員住宅が被害を受けております。こちらの住宅の代替となる対応を推進していくというのが 8 番です。

それから 9 番は、その他の地域におきましても教職員住宅は老朽化しておりますので、整備の迅速化を前倒しで進めていくというものでございます。

次に 6 ページです。こちら、その他の事業となります。まず 1 番です。小学校を活用した朝の子供の居場所に加えまして、夏休み中にお子さん達の生活リズムが少し不安定になるというようなところもありますので、体力保持等のため体育館などを活用した居場所づくりを支援してまいります。

それから 2 番です。特別支援学校等の生徒が、放課後等に過ごす場所の整備について、研究してまいります。

それから4番です。こちら暑さ対策ですが、小・中学校の普通教室の空調更新の加速化、これと合わせまして空調整備の高効率化、断熱化、こちらを支援して環境の向上をしていくというものでございます。

それから5番です。こちら国の動きに合わせたものでございますけれども、都独自の給付型奨学金の支給対象世帯、こちらにつきまして年収要件を拡大するというものでございます。現在の350万円から490万円未満の世帯まで拡大するということで、国の拡大に合わせてまいります。

それから6番です。こちら都立高校での教育に掛かる保護者の負担につきまして、国内外の状況、具体的には負担軽減の工夫ですね。こういったものについて調査をしておりますというものでございます。

最後に都民提案による事業が一番下になっております。まず一つ目1番は、都立高校で自転車の交通ルールやマナー周知のため、アプリ活用などの事業を実施しまして、交通安全の充実を図っていくというものでございます。

それから2番、中学校で急病人などの人命を守るために必要な手当の技術の習得に向けた取組を行うというもので、救命教育の普及促進を図ってまいります。

7ページ以降は、東京都教育ビジョンの体系に基づきまして、主な事項について記載をしておりますので、こちらは後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、令和8年度重点事項について御説明させていただきます。そちらの資料、アペンディックス令和8年度の重点事項を御覧いただければと思います。この資料は、東京都教育ビジョン第5次を補足するものとしまして、令和8年度にどの項目へ力を入れていくのか、学校現場へ分かりやすく周知するために作成したものでございます。

2ページ以降、重点項目につきまして、現状と課題、それから効果のポイント、実現に向けた施策等を記載してございます。今回は教育改革の加速化、それから多様化する児童・生徒への対応と、教職員の働き方改革、学校対応力の強化について、それぞれについて記載しているというものでございます。

こういった資料を活用しまして、来年度の取組を現場へより分かりやすく伝えていきたいと考えております。以上で来年度の予算に関する説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。北村委員、お願いします。

【北村委員】 御説明ありがとうございました。予算についてはこれだけの充実した取組をしているということで、そこへ適切に予算措置をしていただくということかと感じております。

特に数字等に関してどうこうということではありませんけれども、しかも個別の事業の話なので、むしろそれぞれの後ろの方々へお話すべきことかと思うのですが、個別の事業についてコメントさせていただきます。むしろ他の部署の方々も含めてということで御質問させていただきます。

一つ目がIBが積極的にいくような、とてもよい取組だと思いますが、こうしたことを学校だけに留めず、是非そこで先生方がIB教育へ携わることで得た様々な知見とかですね、そこで得た実務能力を他の先生方にも伝えたり、他の学校でも発揮したりと、波及効果といいますか広がりを目指していただければと思っております。

二つ目は海外大学の進学をサポートしていくということで、これからの時代大切なことだと思いますが、どちらかという今欧米が中心で交渉されているかと思うのですが、アジアの大学もぜひ積極的に若い人を送り出して行って、日本はアジアの一員ですし、東京の子たちがよりアジアと繋がる、もちろんアジア以外の地域も広げたいのですが、そんなに色々な地域へ広げるのは難しいと思いますが、積極的にアジアの大学にもアプローチしていただきたいというのが二つ目です。

あと二つあるのですが、三つ目は外国籍の方で、お子さん達へ就学前に集中的に支援する。これはとても大事なことだと思います。これは是非充実したものにしたいのですが、希望があれば保護者の方でそういうことが必要とされている方もいらっしゃるかと思いますので、場合によっては保護者も含めて、お子さんだけでなく保護者も含めて、保護者も希望があれば参加できるような、そんな仕組みを作ってくださいとよいかと感じました。

最後ですが、最後に出てきた交通安全教育や救急救命教育、こちらとても大事なことで、とだと思っておりますので、交通ルールも4月からまた新たな形で厳格化されていますし、これは高校以外でも小・中でもしっかりと学ぶべきところ。なかなか安全教育というのは、教育の中で明確な位置付けがなされていないようなところがあるので、学校任せになっているところもないわけではないのですが、こちらもう少し高校以外も含めてやれないか。逆に言うと救命救急や救命教育を公立中学校ということですので、ごく大事ですけど、高校でもぜひしっかりやっていただきたい。実際に目の前に人が倒れていたときに、どれだけの人がAEDを使うことができるか。僕自身もそういう場面に遭遇したことがあるのですが、目の前に人が倒れていて、そこに寄って行って何かするということは、すごく怖いことですので、普段からそういう経験を中学校だけでなく高校も含めてしっかりやっていただきたいということで、お願い申し上げたいと思います。以上です。

【教育長】 教育政策担当部長、お願いします。

【教育政策担当部長】 ありがとうございます。いくつか御意見いただいております。まず一つ目バカロレアの件でございます。こちら現在IB教育に携わる教員については、大学とも連携して事前の育成をしっかりと行っているところです。

一方でお話がありました外に広げていくと、そういったところについても非常に重要な取組だと思っております。今後の教員研修の制度構築をしていく際に、その辺りどんなことができるか、参考にさせていただきたいと思います。

それから二つ目海外大学のお話です。欧米だけではなくアジア圏にもぜひということで、そちらはもちろんそのつもりで、特に欧米へ限定せず検討していきたいと考えています。

それから三つ目、外国籍のお子さんに対する対応です。こちらお子さんだけではなく、保護者も含めての対応という話がありました。これは非常に重要なことだと思っております。特に低学年はそうなるかと思っております。こちらどんなやり方ができるかというのは、考えていきたいと思っております。

それから四つ目の都民意見で出ました交通ルールやマナーのお話でございます。それぞれ交通は都立高校で、救命は公立中学校でという書きぶりになっておりますけれ

ども、こちらも非常に重要な取組だと思っておりますので、それぞれ小・中学校で、あるいは高校で、ノウハウの共有と申しますか、そういったことをやればと思っております。ありがとうございます。

【北村委員】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかかでしょうか。宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 御説明ありがとうございました。令和8年度もしっかりと予算を付けていただき、ありがとうございます。

北村先生と被るのですが、それ以外のところで申し上げますと、大変今回明確に書いておられていていいと思ったのは、クリエイティブ産業を支える人材の育成というところでありまして、やはりこの領域はまだ日本が競争力で一歩前へ進んでいる様子でもありますし、そんな人材を高校の時代からしっかりと育てていくというのは、将来日本の産業発展という意味でも非常に重要だと思いますので、ここを明記していただいたのは大変ありがたいというふうに思います。

一方で、美術系のデザインですとかアニメーターの方に寄っているかと思っておりますので、サウンドの方ですね。音の方についても是非今後検討していただきたいと。いわゆるデジタルな曲ですとか、音響ですとか、サウンドをどういうふうに産業として支えるかというところも、日本はアニメーションやそれ以外のことも含めて、そちらの音楽の方でも大変魅力的な芸術ができる人材がそろっています。そこにどういうふうに人材として、中心になる方だけでなく、支える方がいて初めて成り立つものですから、そういうところにも東京都がしっかりと目を向けていただくというのは、大変素晴らしいと思しましたので、一言コメントで申し上げさせていただきます。

それから2点目ですが、とりあえず北村先生におっしゃっていただいたので、安全教育のところ、やはり、こちらの生徒さんの安全マナーは大変重要だと思うのですが、私は何度もここで申し上げているのですが、教職員の方で自転車通勤をされている方の教育もしっかりとしてください。先生がやらないのに、生徒にやってくださいというのは難しいと思います。

そのため少なくとも都立高校や公立小・中学校の先生方は、もし自転車で通勤される方は、しっかりと交通ルールを守るということを徹底していただいた上でこういう

ことをやらないと、おそらく現実的にはならないと思いますので、そこは是非ぶれずにやってください。

【教育長】 教育政策担当部長、お願いします。

【教育政策担当部長】 ありがとうございます。一つ目のクリエイティブ産業の話は、我々としても新しいところで、力を入れていきたいと思っているところです。今コメントいただきましたサウンドのところについても、どう支えていくか人材育成は大事なことだと思っています。

それから安全教育の充実です。今のお話は生徒に対する取組ですけれども、おっしゃるとおり教員にも大事な話だと思っています。教員への交通ルールを初めとした様々なことについては、これまでに研修等でやっているところではありますが、生徒だけではなく先生の方にも新しいルールが定着するよう、周知してまいりたいと思います。

【教育長】 ほかにいかかでしょうか。高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 御説明ありがとうございます。大変魅力的な予算の御報告となっていて、本当に嬉しく思いました。一つ私からA Iについてですけれども、最近A Iがニュースにならない日はないのですが、質的にもかなり静かに高まっているような論文がすごく増えてきているというふうに思います。

たまたまですけど、先月O E C DからA Iについて、教育についての報告書が出まして、読んでいくと教育分野でのA I活用というのは、個別学習の支援や評価・フィードバックなどによく利くのではないかということで、相当報告書にページ数が割かれています。

つまり、誰一人取り残さないという東京都の目標と非常に近いところにA Iの信用性があるという報告がありました。ただそれを本当に学習や、子供や先生の能力を上げるために使うためには、非常に慎重な設計が必要だというような結論になっていたかと思います。

このようなことを感じるときに、国際比較の、これはどちらかという別の報告書からできたものを引用されているのですが、日本の先生でA Iを使っていますというのは、フランスが世界で最下位、日本は下から2番目ですね。わが国の先生がA Iを使うのは、それが何と相関があるのかというと、先生がA Iに触れたり、勉強してい

るかということと、非常に相関があるという報告がありますので、先生方が積極的に AI について学ぶような機会がないと、このあたりの 18 番から 22 番辺りまでの予算というのは、なかなか生きた形にならないのではないかというふうに思っております。

また別の会議が、世界経済フォーラムとかダボス会議で、将来の経済がどうなるのかという四つのシナリオみたいなことが、これもちょうど先月公表されていることを拝見しますと、AI という軸と、人材開発とか人材育成の 2 軸で語られているのです。この AI は爆発的に発展する以外に道はないと思いますので、四つのシナリオですが、どのシナリオになるかというのは、人間、我々が AI へどれだけ対応できるかということと、非常に密接に関係しているということが、恐ろしい意味でもあるし、我々が今から準備するほかないし、教育委員会として取り組まなければならないメッセージではないかと感じたことです。

いずれにしても研究の分野は OECD の報告書を見ますと、印象ですけど、中国の研究者に席けんされているところがありまして、我々すごく一生懸命にやらないと、いつの間にか独自性や主体性みたいなことも失われていくような気がしますので、まずは子供の心理をうまく自分の成長へ結び付けるような教育活動が、次年度もしっかりとできるように感じたところです。以上です。

【教育長】 ほかにいかかでしょうか。秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 秋山です。私は 6 ページの居場所づくりで、一つお願いがあります。特別支援学校の生徒が放課後を過ごす場所の整備については、この取組は児童・生徒・保護者にとっては非常に重要な取組だと思います。それと併せて、インクルージョンの観点から、地域で放課後を過ごす場所というのも、念頭に入れておいていただきたいと思います。

【教育長】 ほかにいかかでしょうか。萩原委員、お願いします。

【萩原委員】 都立高校の魅力向上の部分、7 番の部活動特別強化プロジェクトに、私自身楽しみにしています。地域に愛される形で活動していただきたいと思います。取り越し苦労になると思いますが、勝利至上主義にはならないように指導者の研修、指導を含めて、進めていただけたらと思います。

もう1点、以前質問させていただいた熊対策について、教育委員会の管轄ではないと思うのですが、この点はどうなったのかを教えてくださいと思います。

【教育長】 教育政策担当部長、お願いします。

【教育政策担当部長】 ありがとうございます。部活のお話については、正に御指摘のとおりだと思います。勝利至上主義にならないように、しっかりやっていきたいと思っています。

それから熊のお話、11月に委員からも御指摘がございました。こちらは都庁全体的な取組といたしまして、環境局におきまして、ハンターの養成講習などの予算計上をしまして、対策を実施しているところでございます。教育委員会として特にこれといったものはないのですが、各地域に聞いてみますと、必要に応じてお子さんに鈴を配ったりだとか、そういう地域もあると聞いています。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにいかかでしょうか。よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——

ほかに御質問、御意見がございませんようですので、本件につきましては、報告として承りました。

議 案

第6号議案

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 それでは第6号議案 東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定について、教育政策担当部長の方からお願いします。

【教育政策担当部長】 引き続き御説明させていただきます。第6号議案、東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。本規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、都教委の事務局の組織について規定するものでございます。この度その1番改正理由にありますとおり、企画部の新設、広報統計課の組織再編、そして専門課長の新設、この3点につきまして、必要な規定整備を行うというものでございます。

改正内容につきましては、2番の(1)から(5)までのとおりでございますけれども、新旧対照表の方が分かりやすいと思いますので、そちらを御覧いただきながらと思います。まず1点目でございます。現行の総務部に設置しておりました教育政策課、教育計理課、デジタル推進課、現行の方ですね。そちらを廃止しまして、新たに企画部を新設しまして、そちらに教育政策課、教育計理課、デジタル推進課を追加するというものでございます。

こちら新設する企画部につきましては、近年急激な社会変化に伴いまして、様々な教育上の課題が降ってまいります。その中でスピード感を持って確実に対応していくことが求められていますので、各部を横断した事業立案ですとか調整機能、こちらをしっかりと強化していくと。そして教育委員会一丸となって取り組んでいきたいという、そういう趣旨でございます。

次に2点目でございます。下のところで、総務部の中に広報統計課というものがございます。こちらの総務部広報統計課を廃止しまして、広報に係る業務につきましては総務部総務課へ、それから統計調査に係る業務につきましては、新設される企画部の教育政策課へそれぞれ組み込むというものでございます。

この再編につきましては、広報につきましては都民へ確実に伝わる広報。統計につきましては、しっかりと教育政策に統計を確実に生かしておくといったことを行うために、それぞれに特化して総務部と企画部に再編するという趣旨でございます。

それから3点目でございます。こちらは教育庁全体のお話でございますけれども、部に専門課長をおくこと。専門課長は部長の命を受け専門分野につき、担任の事務を処理する旨、こちらを規定しております。こちらの専門課長の新設につきましては、複雑化する諸課題に対応するための、教育行政に精通した人材の専門性を積極的に活用するというものでございます。

専門課長につきましては、すでに他局でも設置されていますけれども、教育庁でもこれを設置できるように改正するという趣旨のものでございます。特定の課題を突き詰めて対応していくと、そういったニュアンスでございます。

また、これら今申し上げました3点の改正に伴います事務分掌の整理につきましても、この中で規定をさせていただいております。改正内容は以上でございます。施行

の期日は、令和8年4月1日からを予定しております。以上、御審議のほどよろしく
お願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。北
村委員、お願いします。

【北村委員】 御説明ありがとうございます。教育の問題が複雑化している中で、
こうしたより専門性の高い組織の在り方とか、それをリードする人材の在り方など、
大切なことだと思いますので、この改正の趣旨に賛同いたします。

特に統計やデジタルに関して、例えば学校で行われる様々な調査が縦割りで、横に
紐づけられていて活用することが難しい。もちろん個人情報の問題など色々あること
は承知しておりますが、学校の支援であるとか、子供たちへの学習支援の類い、ある
いは生活支援の類いにデータを活用していくことは欠かせないことだと思いますし、
基本的にはデジタルサイエンティストのような方々を採用して行って、政策施策のと
ころを個別の事業としっかり結び付けたりするところを、データの比較とかすること
で、戦略的にやっていただきたいというところをお願いとして申したいと思います。
どうぞよろしくお願いいたします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉

ほかに御質問、御意見がございませんようですので、本件につきまして、原案のと
おり決定をしてよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——

それでは、本件につきましては、原案のとおり承認を頂きました。

第7号議案

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の立案依頼について

【教育長】 それでは第7号議案 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する
条例の立案依頼について、人事部長、お願いします。

【人事部長】 第7号議案について説明をさせていただきます。先ほど予算案の説明のときに、表紙の下の欄に定数のことを書いてあるのですが、これを条例に反映させて改正させていくという議案でございます。

改正内容を御覧いただけますと、校種別に簡単に申し上げますと、小学校につきましては、子供の数の方が減ってきているという状況でございます。一方で政策的には教科担任制ですね。順次拡充しております。この増がございますので、トータルで19名の増となっております。続いて中学校でございます。これの生徒数は増えている、これに合わせて新たに35人学級ですね。これは国の政策ですけれども、推進していくこととなっております。合わせて東京都独自で不登校生徒対応の施策もかなり拡充しておりますので、トータルで中学校では286名の増という形になってございます。

次に高等学校でございます。こちらの生徒数は若干減少している傾向でございますけれども、この中でいうと新たな教育のスタイルのほか、新たな環境受入れ充実校、これは深沢高校のことですね。その改編などがございましたので、新たに4名の増というところ。最後に特別支援学校でございます。こちらは児童・生徒が増えているというところで、全体として169名の増ということで、全体では昨年度比478名の増、69,381人となります。

こちら条例案につきましては、次の都議会定例会の方に付議をいたしまして、議決を経まして令和8年4月1日の施行を予定しているところでございます。説明は以上でございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉

ほかに御質問、御意見がございませんようですので、本件につきまして、原案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——

それでは、本件につきましては、原案のとおり承認を頂きました。

第8号議案

東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準の一部改正について

【教育長】 それでは第8号議案 東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準の一部改正について、地域教育支援部長からお願いします。

【地域教育支援部長】 それでは第8号議案について御説明させていただきます。本件は、公立中学校における35人学級の実施に合わせまして、学級編制に係る基準の改正を行うものになります。「1 改正内容」を御覧いただければと思います。

昨年6月の都教育委員会第9回定例会におきまして、令和8年度から段階的に都内公立中学校で35人学級を実施する旨を報告させていただきました。この報告を踏まえまして、都が定める学級編制基準の中学校第一学年の基準を、現行の40人から35人に引き下げる改正を行います。内容の詳細は、資料の4ページ目に新旧対照表を付けておりますので、こちらを御覧いただければと思います。

1枚目の資料に戻りますが、資料中段に本件に係る国の動きを記載しております。国におきましては、令和6年12月末に財務大臣と文部科学大臣との折衝におきまして、令和8年度から中学校35人学級に向けて定数改善を行う旨、合意しているところでございます。

また昨年6月、いわゆる給特法等の一部を改正する法律の附則におきまして、公立中学校の学級編制の標準を、令和8年度から35人に引き下げるよう法制上の措置等を講ずることが明記されております。また昨年12月に閣議決定されました令和8年度予算政府案におきましても、中学校35人以下学級を令和8年度から3年かけて実現と明記されております。こちらも踏まえまして、改正等を行わせていただければと思います。

施行年月日につきましては、令和8年4月1日とさせていただきます。説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

【教育長】 何か意見はございませんか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

—— 〈異議なし〉 ——

ほかに御質問、御意見がございませんようですので、本件につきまして、原案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——

それでは、本件につきましては、原案のとおり承認を頂きました。

第9号議案

東京都高等学校等教育改革促進基金条例の立案依頼について

【教育長】 それでは第9号議案 東京都高等学校等教育改革促進基金条例の立案依頼について、都立学校教育部長の方からお願いします。

【都立学校教育部長】 よろしく申し上げます。第9号議案、東京都高等学校等教育改革促進基金条例の立案依頼についての説明をさせていただきますので、資料を御覧ください。本条例は都立高校等における教育改革を推進するために、基金を設置するものでございます。

条例立案の背景でございますが、国が令和7年度補正予算より都道府県への基金造成のための補助金を計上し、補助要件として令和7年度以内に基金設置条例案を議会へ提出することが求められていることがございます。

次に事業の内容でございます。アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成支援、理数系人材の育成支援、多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保の三つを改革の類型として国が設定しております。都道府県は基金を活用し、その三つの類型に応じた改革を先導する拠点のパイロット計数を算出して、その取組成果を域内の高校へ普及いたします。

補助基準額につきましては、事務費として6,000万円、事業費として60億円となっております。今年度中に事務費分の補助金が交付される予定です。事業期間につきましては、令和11年3月末までの3年間でございます。今後の予定につきましては、資料下段に記載のとおりとなっております。

また次ページ以降に具体的な条例案を掲載しております。御審議をよろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。北村委員、お願いします。

【北村委員】 御説明ありがとうございます。趣旨として非常に有効だと思いますので、基本的には賛同するのですが、こうした基金は複数年にわたって、少し中期的に使えますので、是非戦略的にそこを上手に使っていただきたいということと、国で基金ができて、それがきちんと適切に使えるか、かなり神戸の方でも批判の声が上がっていますので、そういったことはこちらの方ではないと思いますが、適切に運用して、また活用していただきたいということを申し上げます。

【教育長】 何か意見はございませんか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——

ほかに御質問、御意見がございませんようですので、本件につきまして、原案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——

それでは、本件につきましては、原案のとおり承認を頂きました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

2月19日(木) 午前10時00分

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について教育政策課長からお願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございますが、日程等の都合によりまして、2月19日木曜日午前10時00分から教育委員会室で開催したいと存じます。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、次回の定例会については2月19日木曜日午前10時00分から開催したいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

それでは、次回の定例会は、今、申し上げたとおり行うことといたします。

それでは、これから後は非公開の審議に入りたいと思います。

(午前11時27分)